

1898

所 有
BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
版權

大日本監獄協會雜誌

號七拾第

明治二十二年九月三十日發兌

大日本監獄協會

大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謹吾
調查局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關盛三郎
庶務委員	正員	佐野長
調查委員	正員	武田英一
庶務司佐員	正員	小林益三
庶務司佐員	正員	飯島美郎
出版主任	正員	寺井宗平

明治廿二年五月廿八日版權所有
明治廿二年八月三十日印刷
明治廿二年八月三十一日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尚

印刷人

東京淺草區並木町二十二番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區北町十五番地

大日本監獄協會事務所

(東京並木町新報所發行)

大日本監獄協會規則

- | | | | | | | | | | |
|---|---|--|-----------------------------|---|--|-----------------------------|---|--|------------------------------|
| <p>第二條 本會ハ目的、大日本帝國監獄事業及、監獄關係事業ノ改進ヲ繁榮スルニ在リ</p> | <p>第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
一 監獄事業ニ関スル事業
二 監獄少年感化事業ニ関スル事業
三 監獄出獄後ノ扶助及教育ニ関スル事業
四 監獄獎勵及品質關ニ答フル事業
五 監獄文藝ニ關スル事業
六 監獄圖書及圖書發售ニ關スル事業
七 監獄衛生事業ニ關スル事業
八 監獄協會ト通信ヲ通信スル事業</p> | <p>第四條 本會ハ毎三ヶ月集會ヲ開キ議決事項ヲ相談スル事ニ限リ學問上ノ研究、講義、討論、談話等トモ行ハスルヘシ</p> | <p>第五條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ贈ル</p> | <p>第六條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
一 監獄ニ關スル事業
二 監獄少年感化事業ニ關スル事業
三 監獄出獄後ノ扶助及教育ニ關スル事業
四 監獄獎勵及品質關ニ答フル事業
五 監獄文藝ニ關スル事業
六 監獄圖書及圖書發售ニ關スル事業
七 監獄衛生事業ニ關スル事業
八 監獄協會ト通信ヲ通信スル事業</p> | <p>第七條 本會ハ毎三ヶ月集會ヲ開キ議決事項ヲ相談スル事ニ限リ學問上ノ研究、講義、討論、談話等トモ行ハスルヘシ</p> | <p>第八條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ贈ル</p> | <p>第九條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
一 監獄ニ關スル事業
二 監獄少年感化事業ニ關スル事業
三 監獄出獄後ノ扶助及教育ニ關スル事業
四 監獄獎勵及品質關ニ答フル事業
五 監獄文藝ニ關スル事業
六 監獄圖書及圖書發售ニ關スル事業
七 監獄衛生事業ニ關スル事業
八 監獄協會ト通信ヲ通信スル事業</p> | <p>第十條 本會ハ毎三ヶ月集會ヲ開キ議決事項ヲ相談スル事ニ限リ學問上ノ研究、講義、討論、談話等トモ行ハスルヘシ</p> | <p>第十一條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ贈ル</p> |
|---|---|--|-----------------------------|---|--|-----------------------------|---|--|------------------------------|

- 第三二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトシ
正員トシ
第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトシ
名譽會員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトシ
特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトシ
正員ニ功勞アルモノトシ
第八條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトシ
名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ推舉スルモノトシ
第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長
副會長
庶務局長
庶務局長
主幹
庶務委員
調查委員
議員
特別調查委員
第十條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ナク一年毎ノ總會ニ於テ改選ス但シ再選セラルモノト得
第十一條 總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク
第十二條 正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ム
第十三條 擧事ハ總ヘテ正員之ナ行フ
明治廿一年六月廿四日改正

第拾七號目次

丁敬

官報

○三

問
答

五

○敬告

米國

寄書

出

六、授業所規則

○ 出 版

人口及在監人
死亡者の計例

○大分

刑法の犯罪

3

牛

1000

大日本監獄協會雜誌第拾七號

明治二十二年九月

官報

自明治二十二年八月一日
至明治二十二年八月三十一日

●内務省訓令第三十五號

監獄則第二十四條
當省へ報告スヘシ

明治二十二年八月十二日

內務大臣

伯爵松方正義

明治二十二年八月十二日
監獄則施行細則ノ件伺及指令 去月三十一日附チ以テ長崎縣ヨリ内務省へ(第一項)監獄則第八
十七條第二項病室ニ於テ接見ヲ許スハ辨護上之ヲ要スル場合ノミチ指シタルニアラスシテ通常接
見モ病室ニ於テ爲サシムルコトヲ得ル儀ナルヤ(第二項)前項病囚トアルハ刑事被告人モ包含シ居
ル儀ナルヤトノ伺ニ對シ昨十六日同省ヨリ(第一項)伺ノ通(第二項)刑事被告人モ危篤ノ際ニ限り
病室ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得ト指令セリ

病室ニ於テ接見ヲ爲サシムルコトヲ得ル。招會
●監獄會議 新瀨縣ニ於テハ各監獄首席員ヲ召集シ去ル七日ヨリ第二部監獄課内ニ獄事會ヲ開キ
獄事ニ關スル議案數十件ヲ議シシ同九日閉會●青森縣ニ於テハ各監獄首席員及書記、看守長ヲ第
二部監獄課内ニ召集シ去月二十七日閉會シテ獄事ノ要件ヲ議シ同三十一日閉會セリ●福岡縣ニ於
テハ各監獄首席者ヲ第二部監獄課ニ召集シ去月五日ヨリ同十二日迄改正監獄則實施上ニ附キ協議
會ヲ開ケリ●千葉縣ニ於テハ第二部監獄課へ各監獄看守長ヲ召集シ去月二十八日ヨリ獄務取扱上

ニ關スル諮問會ヲ開キ去ル一日議了閉會セリ●大分縣ニ於テハ去月二十五日ヨリ各監獄上席書記看守長ヲ第二部監獄課ニ召集シ改正監獄則並ニ同則施行細則實施上ノ打合等ヲ爲シ同二十七日閉會セリ

問答

今回より本欄を新設し以て獄事に關する疑義を明かにするの資に供す

○監獄則問答

問

新監獄則と舊監獄則とを對比參照せしに改廢に係る事項尠なからされは成文の上に就きて具さに之を考究せば以て新監獄則の要領を知悉するを得へしと雖とも監獄の大体上に於て改正の必要を認められたる旨趣は何れの點にありや

答

舊監獄則は明治十四年の制定にして其當時に在りては完全にして適當せるに相違なかるへしと雖とも爾來年を追ひ民度上進するに隨て漸次其不完全にして現時に適合せざるを發見するに至りたるは實驗上に於て疑ふへからざるの事實なりとす而して舊則に規定せられたるの條項は事の細大を問はず條章の繁雜を省みす一に皆な之を同則の中に掲げて混同せるは法文の体面上其

問

當を得ざるのみならず隨て不備欠漏を免かれず故に新監獄則の立意は苟も事の重要にして大綱に属するものは之を勅令とし處務の施行に属する細目は之を省令とし以て其分界を明かにし愛蘭土の監獄法を折衷參酌して編成せられたるものと思はる是れ即ち改正の必要なるを見るに至りし所以ならん

或者說を爲して曰く監獄には懲戒感化兩主義の存するありと果して之を然りとせば新監獄則に於ては何れの主義を是認せらるるや

答

懲戒主義とは如何なる主義にして如何なる組立を指示するものあるや知らずと雖とも歐洲にては獄制の組織悉く懲戒あるものあるまどあし且つ未だ洋書中に懲戒主義の文字を見し事なし之に反し感化主義に至りては歐洲に於て既に定説のあるあり要するに監獄の目的如何と云は、單に囚人減少の点に外ならず此目的を達せんと欲せば或は懲戒を加ふるともあらん或は教誨を爲すふともあらん或は職業を習得せしむるともあらん決して一方に偏依すへからず

問

然らば感化主義の存在するも懲戒主義なしとするも更に主義の如何を考

究するを要せず眼中唯監獄則ありとせば可ならん乎

答 然り

問 新監獄則は舊監獄則に比して幾許の改良を爲せしものなるや

答 新監獄則の利益は在監人の區分を精密にしたるよと其重なるものなるへし即ち舊監獄則にありし年齢犯數の區別の外に各罪質に従ひ、賞表の有無に依り、懲罰を受けたる等に付き區分するの規定なれば充分に新監獄則の精神を貫徹せんには殆んど夜間分房制と爲さしは不可なるが如しと思ふ

問 其他の点は如何

答 舊監獄則に於ては刑事被告人をも均しく在監人と稱し其待遇も罪人と殆ど異るとよろ無かりしか新監獄則に於ては刑事被告人は無罪純白の者たるの主意を以て取扱ふべき精神なるに依り諸事を改正し未決監の名を改め未決者の名を代へ其他食物の購求書籍の看護等舊監獄則に比して大に寛なりとす其他は傳告誘工を廢し囚人は等しく監獄内の役業に就くものと定め其監獄内の行狀に就てのみ待遇を異にするの方法に依り賞表所有者の特遇を定めたるか

如きは大に歐米の階級法の主義を用ひたるものにして將來は理事者に誘導上の便を與へ且つ囚人改心上に大なる實効あるへしと思はる其他改良の事項は枚舉に遑まわらず其は各條に就き自然明白に至るべきなれとも刑に關係なき別房留置者と情願懲治者とを監獄に置かざるよと爲したるか如きは我國をして放免四保護會社の如きものと感化院とを興すの好機會を與へ獄制をして彼の歐米の如く監獄に入らざる前の矯正場として感化院を設け監獄の後に再犯を豫防する所として保護會社を備へ輔車相依りて罪因減少の道に進むよとの便を得せしむるの一大起原を開かしめたるか如きは今回の新監獄則の爲め獄事上の面目を一新するものと云ふへし

第一條 監獄ヲ別テ左ノ六種ト爲ス (第一項)

問 監獄を別つて六種と爲したるは如何なる理由に依るや

答 監獄を區分したるに就ては種々なる點ありと雖ども素と刑法の區別に基きたるよと其他經費の關係拘禁の長短拘置すべき人間の種類等に依りたるものにして即ち懲治場留置場拘置監の如きは治罪法上より見るも之を別たさる

を得ざるものとす要するに監獄を六種と爲せしは實際の必要上と從來の監獄の種別とを參照して定められたるものと思はる

一 集治監 徒刑流刑及舊法懲役終身ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス (第二項)

問 集治監とは東京、宮城、三池の三ヶ所のみを云ふや

答 否、北海道に在る空知、樺戸、釧路の三監獄署をも包含するものなるへし何とされは第三條の集治監の下に、北海道に在るものを除くことあり此は必ず右の三監を稱したるものなるへし然らされは樺戸、空知、釧路の三監に於て徒刑、流刑の囚徒を拘禁し能はざるか如き奇体の結果を生すへければ右は集治監の性質を有するものと勿論にして即ち本項の集治監中に含著するものと思はる

問 徒刑、流刑の者を内地の集治監に拘禁するは刑法の明文に抵觸せざるや

答 此度の監獄則は勅令を以て發せられたるものなり今の勅令は従前の布告と差異なきものと思はる勿論國會開設後は法律と勅令とは其効力を異にする等の喧ましき議論も起るへきなれとも今日に在りては以前の布告は即ち今の

勅令なれば今度の監獄則を以て集治監に是れ是れの囚徒を拘禁すと定められたる以上は苟も集治監と名稱すれば其北海道と東海道と南海道とに在るを問はず徒刑、流刑及び舊法懲役終身に處せられたる者を拘禁するを得るものと思はる

問 懲役終身の婦女も集治監に拘禁するや

答 勿論併し女囚の如きは時宜に依り地方監獄に拘禁するも檢束上懸念する所も無く且つ女囚を遠地に押送するに就ては種々の困難もあるへし依つて女囚の如きは罪の性質よりすれば集治監に入るへきものなるも便宜に依り姑く地方獄に置くも妨けなかるへしと思ふ

問 然らば其費用は如何

答 其費用は集治監に在る囚徒と同様に國庫より下附すへきものと思はる

問 自今舊法懲役終身の者も島地の監獄に發遣するを得へきや

答 法律上懲役終身と雖ども島地に發遣すへからすとの明文なし之を發遣すると否らさるとは唯内務大臣の訓令に依るへきのみ

二 假留監 徒刑・流刑ニ處セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス (第三項)

問 假留監と集治監との關係如何

答 假留監の囚徒は集治監に送る時間聚集するに過ぎざるものなれば文字の如く假留には相違なし假留監の性質を言へば凡て集治監に入るべき囚人は一たび此所に居らされは直ちに集治監に入る事を得ざるものなれば假留監に居る間は他に押送する事の爲し易きは勿論にして移轉は自由なれども一たび集治監に入りたるときは其囚徒は動かし難きものと思はる今一例を舉れば東京假留間の囚徒を宮城集治監若くは三池集治監に遣るか如きは勅令の明文に於て許す所なるか如きは是れなり

問 假留監に拘禁するに期限の制限ありや

答 別に制限の定めあるよとを知らず

問 集治監内に附設せられたる假留監の如きは監獄に其分界なし右の場合に於ては何れの時を以て假留監より集治監へ其囚人を移轉せしめたるものと認

むべきや

答 内務大臣の訓令に依りて之を區分するふと思はる尤も集治監に入るべき囚人は總て假留監を通過するを要す

三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ處セラレタル者及婦女ニシテ徒刑ニ處セラレタル者ヲ拘禁スル所トス (第四項)

問 本項に在る拘留以下の刑名は新刑法の刑名なるや將た舊刑法の刑名をも包含するや

答 本項の刑名は新刑法を云ふなるへし蓋し第二項に舊法懲役終身と明記しありて本項に舊法云々と無ければなり

問 然らば舊法懲役十年以下の者は何れの監獄に拘禁するや

答 右の正條を踏に解すれば前に答ふるか如くなるへしと雖とも實際懲役十年以下の者に就ては新舊刑法比照例にも明掲する如く毫も新法の懲役其他の刑に異なるよとを以て之を拘禁する場所地方監獄の他に有るべき性質なし依て舊法の者も新法の懲役禁獄に準し地方監獄に拘禁して可なるべき性質の

(八〇八)

ものと思はる
又或は本則の精神上より觀察すれば本項の禁獄懲役は舊法をも包含したるものと解釋して差支へなきものと思はる

問 地方監獄の名稱は集治監假留監等の如く直ちに其監の名稱にあらざるか如く見ゆ如何

答 六種中他の五種は各其監の名なれども地方監獄とは單に其性質を示したるのみと思はる即ち其地方の名を其監に冠せしむるものなるへし

問 其名稱は如何に附するや

答 例へは鹿兒島の地方監獄は鹿兒島監獄と稱するか如き是れなり

問 徒刑に處せられたる婦女の費用は従前國庫より支辨せられしか爾今も矢張り同様あるや

答 地方監獄に當然入るものとなりし上は無論地方税の負擔に歸すべきものと思はる

四 拘置監 刑事被告人ヲ拘禁スル所トス (第五項)

大日本監獄協會誌第七號

大日本監獄協會誌第七號

(九〇八)

問 舊監倉と新拘置監とは如何なる區別ありや
答 其名稱の異なるのみにして別に區別なしと思はる

五 留置場 刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内

ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ處セラレタル者ヲ拘禁スルコトヲ得 (第六項)

問 留置場は獨立の一箇の場所を設くるものなるや

答 否な裁判所又は警察署内に設くる一時の假留場なるへし

問 其留置人に係る費用は如何

答 従前の如く令狀を發したるものは監獄費にして然らざるものは警察費より支辨すべきものと思はる

問 留置場も一個の監獄なれば其戒護吏も監獄官吏なるや

答 警察署の留置場は警察官吏あるを以て別に監獄官吏の派出を要せずして取締方充分なるへし依て監獄官吏にて取締を爲すの必要なしと思はる裁判所の留置場は監獄の看守押丁にて之を取締るべきものとせされは他に取締る官

史なかるへし

問 留置場の新築及び修繕費は如何

答 警察署内の留置場は警察費を以て之を建て裁判所内のは監獄費を以て之を建つべきものと思ふ

問 留置場には刑事被告人と罰金を禁錮に代ふるもの及び拘留に處せられたるものの監房を區別するや

答 區別すべきものならん其他にも年齢、罪質、犯数等の區別を爲す事勿論なるへし

六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及瘖啞者ヲ懲治スル所トス

(第七項)

問 舊懲治場と新懲治場との差異如何

答 在場者を不論罪の者に限りて情願の者を除きしよとのみとす

第二條 監獄ハ内務大臣ノ監督ニ屬ス

問 舊監獄則には管轄とあり而して新監獄則には監督とあり其區別は如何

答 管轄と監督との文字は異なれども其意義は同一と思はる但し管轄とは其意味漠然として監督の意味の明瞭なるに如かざるへし

第三條 集治監^{北海道ニ在ルモノヲ除ク}及假留監ハ内務大臣之ヲ管理シ其他ノ

監獄ハ警視總監^{北海道廳長官府縣知事ヲ除ク}之ヲ管理ス

問 内地の集治監は内務大臣之を管理し北海道に在る集治監は道廳長官之を管理するとあり等しく集治監にして管理の官を異にする理由如何

答 北海道は他の府縣と行政を異にすへき點多きを以て特に道廳を置かれたるものとす監獄の如きも行政部内のもなれば内地と總て同一なるよとは氣候上其他より觀察するも爲し能はざるものなるよとは固より知者を待て知らざるなり依て他の府縣よりは特別の行政を布くの必要あれば特に監獄に限り内務大臣の直轄を要するものならざるへきに就き該廳の管理とせられたるものなるへし

問 東京府管内小笠原島に在る監獄は東京府知事の管理すべきやに思へとも東京府を除くとせられたるは如何なる理由なるや

答 小笠原島の監獄は其拘禁囚も僅々なれば充分に此監獄則に依りて區別を爲す等の事は實際行ふと難かるべし又其管理の如きは東京府の監獄なるを以て起ては警視總監之を管理すべき筈なるべしと雖とも島地なるを以て目今に姑く島司に委ねらるゝものと見ゆ

第四條 内務大臣ハ隨時監獄巡閱官ヲシテ各監獄ヲ巡閱セシムヘシ (第一項)

問 舊監獄則には毎年とあり而して新監獄則に隨時と改められしは如何

答 監獄巡閱の如きは必ずしも一年一回を要せざるよともあるべし又時に依り事情不穩等の事あれば決して一年一回に限るものにあらざるべし依つて隨時と爲し其範圍を廣められざるよとなるべし

警視總監北海道廳長官府知事東京府ヲ除クハ每年少クトモ一回所轄ノ監獄ヲ巡閱スヘシ (第二項)

裁判官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル拘置監ヲ巡視スヘシ (第三項)

檢察官ハ時々其裁判所管轄内ニ在ル監獄ヲ巡視スヘシ (第四項)

問 裁判官は拘置監に限り巡視するものとせしは如何

答 此巡視は職權上爲さるを得ざる事を規定せられたるものなれば拘置監と限られたるなるべし蓋し被告中は殊に裁判官の時々巡視するよと其職務上必要なものなればなり

問 裁判官と檢察官と其巡視する所を異にしたるは如何

答 檢察官は獨り被告人の未決中のみならず刑の實行を指揮し其他特赦の上申權等を有するものなれば刑事被告人の監房と囚人の監房とに關はらず巡視するよと當然なるべし

第五條 府縣會議員ハ臨時其府縣所轄ノ監獄ヲ巡規スルコトヲ得

問 府縣會議員に監獄を巡見するを許すは如何

答 府縣會議員に監獄の巡見を得るの權を與へられたるは府縣監獄の地方税

經濟に属するを以て其費用を請する議員をして總ての實況を參觀せしむるの必要を認めたるに依るなるへし故に集治監假留監の如きは本條の規定のみにては巡見するを得ざるよしと思はる

(以下次号)

翻譯

○歐米出獄人保護事業一斑

米國神學及法學博士

ワインス氏著

正員

神谷彦太郎譯

東京

目次

英倫に於る出獄人保護事業 ○合衆國に於る出獄人保護事業

○伊太利に於る出獄人保護事業 ○丁抹に於る出獄人保護事業

○瑞典に於る出獄人保護事業 ○出獄人保護會社論

英倫に於る出獄人保護事業

英倫に於る出獄人保護の事業は之を他の諸國に比すれば其布置甚だ廣く其結構最も善く又其施行頗る巧にして實效多し

夫の高名なるフライ女史(英)英國の監獄改良者にして著書あり千七百八十年に生れ千八百四十五年に死すは大不列顛に於て出獄人保護會社を設立したる最初の人にあらされは初めて之を設立したる者の一人ならん蓋し現に英倫及び歐洲大陸に成立する所の該會社の數者は全く女史の創設に係り此種の會社は漸次英倫の諸部に興起し千八百七十八年に至りては大不列顛中に五十二社の多きを致せり

(註)愛蘭に於ては法教の異なる事其他種々の事情に由りて出獄人保護の事業就中男出獄人に關する該事業其進歩甚だ遅緩なり然りと雖も女出獄人の爲に設けたる會社は現に數個あり又兩性を保護する會社も世人に知られたるもの無きにあらざるなり譯者曰く註に原書に依る

既に記したる五十二の會社中には幼年犯罪者の爲に設けたる感化院は之を除けり又女出獄人の保護を専ら若くは重みに目的としたる會社は含めりと雖も鄙賤なる婦女の爲に設けたる監禁場及び一時ありて出獄人を収養する處の場處は一も此數中に含まざるなり而して是等五十二の會社は其業務中に總重罪獄(重罪者)及び大なる地方獄の過半を包括す然れども猶未だ出獄人の保護に關して或る方法(方法)を具備

せざる地方無きにあらざるなり之れに由りて該事業は速に達て此缺所を補充し
 少なくも英倫中に恰も魚網を張りし如く保護の場處を設くるなるへし
 國會は千八百六十二年に於て出獄人保護會社に關する第一の法令を發布したり
 (女王ヴィクトリア治世第二十五及第二十六年法令第四十四章此法令は英倫及
 威爾斯の諸監獄巡察法官に與ふるに特別なる出獄人の保護に關して出獄人保
 護會社に貨幣を贈與各場合に於て二磅を超過するを無くするを得べき權利を以
 てせり而して是れ等の條款は其後の諸法令に於ても之を保持し且つ之を愛護に
 及ぼしたるによりて此法令の爲めに出獄人を保護する諸會社に多額の貨幣を贈
 與したり千八百七十七年に於ては其總額千五百磅以上に至れり然りと雖も此金
 額は該諸會社に於て費消したる全額の最少部分なり而して殘餘の部分即ち多き
 部分は任意の捐金より成立せり
 抑も是れ等諸會社の過半に於て其男出獄人を保護する所の方法は彼輩の爲めに
 寄宿所を惠與し且つ其れを救護して各人の爲に最も便宜なるべき方法に従ひて
 職業を得せしむるにあるなり而して殖民の爲に他邦に移住せしむるか如き處置

は稀有の場合を除くの外之れ無し且つ夫れ僅々たる例外を除きては會社自から
 工業場を備へたるものあらざるなり又女出獄人を保護する處の處置は常に之を
 便宜の保護場又は寄居場(按て共に扶助の爲に設けたる作業場なり)に置き此處に於て適當の試験を遂けたる
 後家婦として出すものぞす然り而して成年の男出獄人の爲には斯の如き保護の
 場所を設けると甚た値々なり蓋し彼輩の爲に保護の場所即ち工業場を設置する
 の可否に關しては其説未だ一定せざるなり
 成年男出獄人に係る保護の場所にして從來起立したるものの内今日已に廢絶に
 屬したるもの少なきにあらす雖も仍は現に存在して其功績の著しきもの亦之
 れあり然れども一般に撰擇せらるゝ所の定則は所謂各自待遇(按て各人毎に待遇を異にし以て處く其待遇をして各人の性情及び有能に適合せしむる法を云ふ)なりとす
 ○ (未完)

○米國監獄法

正員 武田英一 譯 東京

譯者曰く本書は千八百七十四年二月佛國監獄學者フェルナン、デボルト氏が監
 獄制度調査委員會に於て報告する者に係る、初め佛國に於て地方監獄に關す

る法律を改正せんとするの議あるや、國會議員十五名を選んで監獄制度調査委員と爲し、更に獄事に通曉せる若干の補佐員を擧げ、戮力協心、以て内外諸邦の監獄制度を研究せしめたり。デボルト氏は其補佐員の一人にして、特に米國に派遣せられ、シンシナチの監獄會議に臨み、米國監獄學者の討議を聴き、具さに其利害得失を攷究論難して、以て之を報告せり。此書はなり、全篇分つて三章と爲す。其第一章は米國監獄學者の原則とする所、即ち其理想の極致を述へ、第二章は理想を去て實地に就き米國監獄當時の情況を叙し、其末章に健馬及び「ボール、ブレル」コロンビー等の獄制を擧げて、以て前二章の參考と爲す。文章簡易、事理明晰、要を提し、玄を鉤す。其米國の監獄法に於ける尽せりと謂ふへし、其駁論に至つては稍々穩かならざる所あるか如しと雖、も讀者其大醇を取て其少疵を棄つるときは、自ら其味の深奥なるを知らん。唯恐らくは余筆力微弱にして、悉くデボルト氏勁健の字句を寫す能はず、行文の間、往々靴を隔て、癢きを搔くの憾を免かれざるを、讀者幸に之を諒せよ。

第一章 米國監獄の原則

監獄學は人心一種の疾を治するの術なり。是の疾や犯罪を以て徵候と爲し、刑罰を以て藥劑と爲す。是れ米國監獄學者の主唱する所あり。而して此藥劑の驗効如何は社會看護學の一問題にして、先づ其處方及び分量を定めざるべからず。夫れ法律を犯す者あるときは、社會の安寧之か爲めに擾亂せらるゝか故に、所謂藥劑の處方及び分量を定むるは社會の辟する能はざる所なり。而るに社會全体の調和を得んと欲するときは、先づ犯罪者の中心をして其調和を復せしめざるべからず。故に社會は唯犯罪者其人をのみ之れ憂慮すへし、復た其犯罪の輕重如何を問ふべきに非ざるなり。夫れ犯罪者は病者なり、社會は宜しく之を善道に誘致して、以て其疾を治するを計るべきのみ。何の責罰を加ふるべきか之れ有らん、何の復讐を爲すべしとか之れ有らん。

病者を醫するは皆社會の利益なるのみならず、又其義務なりとす。蓋し社會は固より此疾の爲めに害毒を受く。雖とも、抑此疾の萌芽をして、犯罪者の中心に發生せしむる所以の者は、多少社會の措置其宜しきを得ざるに因るものと無からんか。ペッセルグー州の博士ビッショウ氏曰く、社會は犯罪に陷ぬらしむる所以の者に

於て其責に任す、無知及び貧困是なり、夫れ勞働と資本との間、其權衡相稱はさるは今日の實況なり、是れ民人をして貧困無知ならしむる所以に非ずや、而るに法律に於て猶ほ之を改めざるときは、社會は此權衡相稱はさるより生ずる犯罪の責を免かるゝ能はざるなり、社會は又犯罪を促す。所以の者に於て其責に任す、賭博及び酒色是なり、夫れ吾人の浮浪無籍の徒を拘禁するは何ぞや、其世に益する所無きを以ての故に非ずや、世に益する所なき者既に之を拘禁す、何を以て世に害ある窩主、即ち不逞無賴の徒を聚めて飲食せしむる者を拘へざる、何を以て風俗を害する圖書を發行し、飲ひ有て食ふなきの酒店を開く者を禁せざる、夫の酒店にして飲ひへきに上文犯罪に陷るらしむる所以の者及び犯罪を促す所以の者に於て、其責に任す者に於て、其責に任す、鬪雞、闘狗、競馬の類是なり、博士、ピッチャンジャー、氏又曰く、犯罪人なる者は、之を父母の遺産を失ふ者に喩ふ、蓋し其罪を犯す所以は他なし、社會之に許すに、其他人に許す所を以てせざるに因る、故に

犯罪者は、或は生國を失ひ、或は親族を失ひ、或は教育を失ひ、或は生活の道を失ひ、或は智識を失ふ者なり、之を千八百六十八年の犯罪者七万人に徴するに、外國より移住する者百人中二十八人、父母に棄てられたる兒童百人中二十二、九分、文字を知らざる者百人中二十八人、職業を知らざる者百人中九十七人、白痴癡癪者百人中三人三分なり、

合衆國は世界貧人の養育場なりと謂ふべし、然れども此米國に移住し、衣なく食なく全賤の民と伍を爲す者、若し之に與ふるに數弗の金を以てせば、輒ち變して「ウィスコンセン州」の良農と爲らん、此父母に棄てられたる兒童豈に之を救ふの道なからんや、「レッドヒール」に於て其百分の七十を救ひ、「マットレイ」に於て其百分の八十九を救ひ能はざるか、此無知の小民、亦豈に救ふへからんや、夫れ良民中文字を知らざる者は百人中僅に三人のみ、然らば則ち文字を識る者の當さに善良なるへきは、文字を識らざるに比して十一倍なり、故に社會は悉く其責に任せざるを得ず、且つ社會は犯罪者に對して憐憫の心を有せざるへからず、蓋し犯罪者は多くは道徳蒙昧、自ら其行爲の是非を知らずして罪を犯す者なり、醫學上の報告、以て之を証

すへ、曰く、彼れ罪を犯すの前、心に慚つる所なく、罪を犯すの後亦心に悔ゆる所なし、加之罪を犯すの性情は往々父母の遺傳より來る者ありと、更らに之を實驗に徵するに、愈其説の謬らざるを知るへし、抑良民には癡癪少く、犯罪者には癡癪多し、其故他なし、貧窮なるときは癡癪に陥り易し、而して犯罪者は多くは貧窮なればなり、今癡癪の比例を舉ぐれば、貧者の富者に於ける、六十四倍の多きに居る、癡癪は犯罪を致す者なり、癡癪は遺傳なり、

(未完)

○米國諸監獄囚徒取扱法

正員 佐野 尙口譯

正員 吉木竹次郎速記

東京 東京

譯者曰く此の米國諸監獄囚徒取扱法は本年六月の出版に係る佛國監獄協會雜誌に掲載する所にして米の「ホルツ」監獄の看守某か囚徒待遇上不正の取

扱を爲したるか爲め遂に典獄の官房に引致し之を尋問したるに其故意に出してしものにあらざるなどの明白と爲りしを以て遂に其の罪を問はざるよとなりしも爲めに大に同典獄の注意を惹起する所となり同典獄より五ヶ條の問題を發して諸監獄の實地上取扱方を調査せる問題及び其の答辨を掲載せるものあり今之を見るに米の諸監獄と雖ども尙は其の規律の一定せざるを知るに足るものあり會員諸君の參考に供せんと欲し茲に之を譯出するふとせり

第一問 囚徒にして就役するを欲せざる者を罰するには如何の方法を以てするや

第二問 囚徒にして看守に抗拒する者を處罰するには如何なる方法を以てするや

第三問 尋常の分房を以て寂寥監禁分房に適用する事に對しての意見は如何

第四問 貴監獄の分房構造は如何なる方法なるや

(四二八)

を解脱せんとする者の處置は如何に爲すや
メンタナー監獄の答

第一答 囚徒の就役を請ふに至るまで之を暗室に入れ置き麵包と水とを與へり

第二答 第一答の如くに處置し且つ鉄鎖を以て之を縛せり

第三答 我か寂寥監禁分房は健康上に害を及はさざるの構造なり

第四答 我か寂寥分房は空氣流通の小孔を設け格子戸を以て之を暗黒にするを得るの方法なり

第五答 此場合に於ては分房に入れ麵包と水とを給し又重量の鉄鎖を施し而して電氣を以て其鉄鎖を震動せしむ此方法たる其趣意は即ち復讐に在るものなり

イダホ監獄の答

第一答 寂寥分房に入れ之に麵包と水とを給せり

第二答 我か監獄に於ては看守に抗拒する如き囚徒は決してあらざるなり

號七拾第誌報會協獄監本日大

號七拾第誌報會協獄監本日大

(五二八)

第三答 我か寂寥監禁分房は斯くの如き囚徒を絶滅するに善良なる方法と爲せり

第四答 我か監獄に於ては暗房の設けなしと雖とも房口を以て各房を暗黒にするを得るの構造なり

第五答 此場合に於ては寂寥分房に入れ之に麵包と水とを與へ手足に鉄鎖を施し身体を自由に動かすを得せしむ房外に之れを導く時は其鉄鎖を解き沈黙法を守らしむ若し逃走せんとするときは其囚徒を殺戮するを得せしむ

イノアー監獄の答

第一答 就役を請ふに至るまで暗室に入れ之に麵包と水とを與へり

第二答 第一答の如き處置を爲すと雖ども其終身刑以外の囚徒には他の方法を施さしむ

第三答 我か分房は善良ならざるものありて好結果を得る能はず

第四答 我か寂寥分房は石造にして本監の一部なり本監は各々十四房あり而して其廣さは各々幅七フット長さ九フットす寂寥分房は即ち其一なり又其

戸口及び窓は鉄を以て製し自由に室内を暗黒とするを得るの構造なり

第五答 我か監獄に在りては斯くの如き場合には寂寥分房に入れ晝夜連鎖を出ることを欲せざる者あるときは水を以て其者の身体を洗滌す而して看守は四人と一切談話するを許さるるなり

シヨリエー監獄の答

第一答 就役を乞ふに至るまで寂寥分房に入れ鉄鎖を以て手頭を房口に縛し之に麵包と水とを與へり

第二答

我か司獄官は各々護身の權を有するが故に司獄官にして其抗拒する處の囚徒を殺戮すと雖とも之が爲めに事實の審問を爲すを要せざるなり

第三答

我か監獄に於ては囚人を罰するが爲めに暗房を用ひざるなり

第四答

我か監獄の分房は床を板張りとし其他を石造とす而して其廣さは幅七フット長は九フットとす其中には囚徒の寢具等をも具へり而して被罰囚は其兩手を鉄鎖の間より出さしめ外部に於て之を括れり其中重罪者は二十四時

間中十八時間此法を施す而して其十八時間中五時間毎に二十(ミニユート)間其括りを解けり

第五答

初日は寂寥分房に入れ後に鉄鎖を施す而して其品行を方正にするの誓約を爲すに至るまで麵包と水とを給せり

セストル監獄の答

我か監獄の意見は囚徒をして舊惡を回想せしむるの方法にして囚徒に向つて法律を説き且つ其刑期間犯したる罪惡を償ふべきを勸誘す又囚徒に監獄則及び規則の寫しを與へ以て之を守らしむ若し此規則を犯す者あるときは懲ろに之に告戒す其第二犯に及ぶ者あるときは之を典獄に報告し其處分方は典獄の意に一任す典獄一日其再犯者を十八時間連鎖を以て分房の戸口に繋ぎ懲戒を爲したるに其後善良の囚人と爲れり

看守に抗拒せし所の囚徒は他の犯罪者よりも其處罰は頗る嚴重にする事とせり或時偽癡癡と爲りたる囚徒ありしか之も其方法を施したるに善良の囚徒と爲れり若し偽癡癡者ある時は本監の一部に設けある寂寥分房に入れしむる事とせり

逃走囚を關するは頗る嚴重にして斯くの如き場合に看守其囚徒を殺戮するを許せり

若し囚徒相互に爭鬭する時は看守之を防ぎ且つ其巨魁は殺戮するを得せしめ其他の者は十八「リール」の彈丸を附着したる連鎖を施し以て之を分房に入れしむるなり

譯者曰く此他コロラード、ナチー、マザフュセツト、マリラン、インヂヤナ等諸監獄の答あれどもセレストル監獄の答に大同小異なるを以て今茲に之を畧す

寄書

○出獄人保護會社の事に就き所思を述ぶ

正員 三橋美佐保 神奈川

凡そ理論なるものは必ずや實際を目的とすべく實際は必ずや理論を基礎とせすんは行はるへからず曩に字川盛三郎君佐野尙君の發起人となり本會を創設したるは則ち理論上より看るも實際上に於て考ふるも當時の必要にして誰れも不可

を唱ふる有らんや此の故に賛成加入の諸君三千數百有餘人加ふるに皆な治獄上に關係し獄事に熱心なる諸君の結合なれば基礎堅固となりし去る四月三十日開會式の舉行あり併せて獄事協議會を開き獄事に關する問題八十餘件を議了したりと余輩其會場に臨みされは其詳細は知る能はざるも本會の目的たる目下必要なる不良少年感化の事業出獄人保護事業の獎勵等悉く確定なしたるは蓋し疑はざる所なり

時に今般勅令第九十三号を以て發布の改正監獄則に於て舊則第三十條の規定を廢せらる然るに元來住所なく取引人なく或は住居遠隔の地にありて歸着するの實力なく止むを得ず別房に留置く者俄然出獄するや一日も頗る所なく自然糊口に窮し道路に迷ひ罪を犯す目前なれば彼の刑餘頗るへき所なき者として有志の慈善者を獎勵し保護會社を設立するか又は其他の方法を立て漸次刑法附則第三十二條及び第四十七條に該當する者をも取引らしめ夫々自營を得せしむるの計畫あらざるへからず就ては是迄保護會社の設けなき府縣に於ては速かに會社を設立し之を保護せすんは有るへからざる更に論を俟たざるなり

越に於て情ら考ふるに現時の治獄者は多年の實驗及び學理の研究より得たる所と歐美諸國に行はるゝ所の便否難易を斟酌折衷し完美の良法を探り完全なる保護會社を設立あると疑ひなしと雖とも人口稠密士民輻湊の地に設立するは決して得策に非ず或は其地方により使役するの事業に乏しく保護會社をして所謂第二の懲役場たらしむるの恐れあらんか故に本會に望む卒先して有志の慈善者を募り各府縣に設くる所の保護會社は支部となし本部を北海道適宜の地に設立し漁農の二業を目的とし無籍無住の者及び刑法附則第四十七條に該當する者をして各自營せしめん事は是れ難事に非るなり余輩久しく該地に住居したるを以て實地經驗し得たる人情風俗及び近來其筋に於て取調へたる土地產物等を略記し諸君の參考に備へんとす

夫れ北海道の渺々たる曠野ある世人の知る所なれば敢て喋々を要せされとも未だ算測に及ばざるもの幾百万町なると知らず去る明治二十年中の實測に係る緋か河畔耕耘見込み地のみにして四億千九百七十二万二千二百五十坪牧場見込み地四億六千八百七十二万二千二百七十坪なりと尙大ひなるとの知り易き事柄を舉れ

は日本國內第一等なりと世間に稱する信濃川も水路の長さ八十里に過ぎず(或は四十里なりと云ふ何れか異なるや)北海道石狩川の如きは水源より河口まで其里程百五十里餘其外天鹽川十勝川各百里其大なる推して知るべきなり殊に全道十一ヶ國何れの郡國を問はず土壤肥沃且つ海陸山の三つに富まざるはなし就中海產物の如きは全國無比にして海鼠、鮑、鰯、最も鰯を以て第一等とす昨明治二十一年の收穫高總計八十四万七千二十石此使役人夫六万七千八百二十五人はに次く多數の人夫を要するは鮭、鱒、大口魚、鰻、昆布の類なり鮭は春より夏に昆布は夏より秋に終り鮭は秋より冬と凡て四季共漁業絶へず其他重なる產物には金、銀、砂金、石炭、熊鷹、牛馬、羆虎、鷹、水豹、其外樹木の種類舉て數ふるに遑まらず又人情は質朴にして總て篤實の人なりと云ふも敢て不可なかるへし其故は該道に農業を營むものは屯田兵なり移住民なり或は華族か士族授産の爲めの開墾にて士族の多きと又漁業を營む者には元松前藩の請負人なるもの多く他は初め鮭、鮭の場所に雇はれ後身を立てたるものなれはなり斯くの如き所以なるを以て本會の卒先して該道に完全なる保護會社の本部を設立あらんとを希望して止まざる所なり蓋し

出獄人をして繁華の地に土石を運び若干の金を得ては飲食を欲望するの情を起さしめんより寧ろ閑地に麥粟の青々たるを見て快樂とし將來の目的を確かめ全く善良の漁農民たらしむるの勝れるに如かざるへし

以上説く所に對し論者或は言はん凡て事を論するに組織の方法なくんはあるへからず第一北海道は遠隔の地なり時々出獄人を押送する費用の大なるを如何せんやと然りと雖とも素より本題は詳述したるものにあらず幸に賛成者あり其詳を要するの諸君質問あらは速かに之に答へんとす猶渡航費の如きは毫も要ふるに足らず例へば年に幾回と豫め期月を定め各地適宜の港灣より便船を以て移住民渡航規則に基き送致するものとす尤も該會社を設立し農業に従事せんと欲するには若干の地所を有せずんはあるへからず依りて政府に請願し地所拂下及び渡航等は皆な移住民規則に依るの見込みなり

因に云ふ北海道鉄道運輸請負人村田氏なる慈善者ありて農業を振起勸誘するの一助として向ふ三ヶ年間移住民に限り無賃乗車を許し猶之を利益するの主意を以て向ふ二ヶ年間移住民の収獲したる農産物品は無賃輸出するの許可を

得たりと云ふ

○

○出獄人授業所規則私案

正員 久野 三・吾 京 東

左に掲記する私案固より不完不具の應多かるへし會員諸君高論を存むなく

んは幸甚

第一章 汎則

第一條 出獄人授業所は身を立て難き所の刑餘の者に生業を授與し以て一般の良民に復せしめ併て再犯を豫防するを目的とす

第二條 本所の資金は作業の益金慈善者の捐金其他の補助金より成立するものとす

第三條 本所は四人夥多の地方に本部を設置し其他の地方には支所を設置す

第四條 本所は○○○○之を管轄す

第五條 陸海軍の監獄より出る者は本所に入るよとを得す

第六條 本所に入る所の男女の出獄人を就業人と稱す

(四三八)

號七拾第誌報會協獄監本日大

第二章 本所の役員 附職掌

第七條 本所の常務は左の諸員之を分掌す

所長 本所の諸務を總理す

但し典獄之を兼務す若し兼務するを得ざる場合は此限に非す

幹事 所長を助けて諸務を幹理す所長事故あれば代理するを得

書記 各其主務に従事す

巡視 本所の内外を巡檢し兼て門戸を監視す

授業手男

就業人の授業を掌り其勤情を觀察し兼て工場の取締を爲す

醫師 治療上一切の事務を掌る

教誨師 就業人の教誨に従事す

但し監獄教誨師之を兼務す

第八條 前條諸員の外就業人の中に就き行狀善良なる者を撰ひ每房に房長一名を置く可し

第三章 出獄人授業委員

第九條 所長は其管内に於て常に多くの人を使用する所の製造者商人及び豪農

の中より五名を撰み出獄人授業委員を囑托す可し

第十條 委員は所長と共に就業人をして一般の良民に復せしむるの便宜を計畫するを以て其任とす

第十一條 委員は本所規則の得失を審按し改正の意見を所長に申告するを得

第十二條 所長は隔月一回委員を本所に招き就業人の現員各自の行狀貯蓄金及び技能等を仔細に報告し授業の便を商議す可し所長若し臨時委員に謀るを必要とするときは其一名若くは數名を招き商議すへし

第十三條 商議の事柄に因り議長を要するときは所長之に當るへし

但し決議は多數に依る同數なれば議長の擇ふ所に依る

第十四條 委員招集の日時に所長之を定め其三日以前に於て委員に通知す可し

第十五條 委員の任期は滿二ヶ年とす

但し再撰するふとを得

第十六條 委員は俸給なし

(五三八)

號七拾第誌報會協獄監本日大

但し本所を距る三里以外に住する者あるときは相當の旅費を給するを得
第十七條 本所々在地の町村長は囑托を待たずして其在職間委員の資格を有するものとす

第四章 本所の構造

第十八條 就業人の居房は之を甲乙の二部に分ち甲は男を入れ乙は女を入れる、所とす甲乙部の間は其別を嚴劃し交通するを得せらしむ可し

第十九條 甲乙部居房の側に各其工場を設く可し

第二十條 事務局は甲乙部居房の間に設くるを要す

第二十一條 病室は本所内空氣流通能き地を撰ひ別に之を設く可し

但し男女の別を嚴にす可し

第二十二條 食堂浴場は本所内便宜の地に之を設く可し

第二十三條 燈火は毎房に之を置く

但し消燈時限は時間表を以て之を定む

第五章 就業請願書

第二十四條 重懲罪の囚人にして出獄後全く頼るべき者なく若くは當然頼るべき者あるも其者貧困又は他の事情に因りて實際身を寄せ難き者に限り就業請願書を出すことを得

第二十五條 就業情願書は典獄の証印を受け本所長に當つ可し

第二十六條 就業情願人の所有する監獄署の預置金は總て本所に移し貯蓄金と爲す可き旨を其願書に記載す可し該預置金は本所直ちに監獄署より受取るものとす

第二十七條 就業情願書は願人出獄の前數日に於て本所に出すものとす所長は之を審檢し許可の証を願人に送致す可し願人は其許可の証に因りて本所に入るを得

但し出獄前情願書を出すの期日は願人に於て其出獄日迄に許可の証を受取り得べきを度とす若し己むを得ざる事故の爲に出獄前に願書を出すを得ざりし者は其旨を願書に記入し出願するを得ると雖も許可の証に因るに非れは本所に入るを得ず

第六章 就業人の入退

第二十八條 新たに就業を請ふ者あるときは書記先づ其就業許可の証を審査し果して正當なるに於ては之に入浴を與へ衣服不潔なれば之を改め所長に面謁せしむ可し

第二十九條 所長は新たに入りし者に對し親しく其出生及び前住の地名職業刑名等を問ひ並に其志向を聞き早く正業の資金と世人の信用とを得て一般の良民に復す可き旨を懇切に説諭し書記をして規則を讀示せしめ且つ其就業人の品行及び義務に關する條々を抄記したる書面に捺印せしめ之を舉りて入房を許す可し

第三十條 新たに入りし就業人は其翌日より作業に就くものとす

第三十一條 本所に入る所の婦女にして入獄中提携したる幼兒を伴はんと請ふ者あるときは之を許す

第三十二條 新たに入りし就業人の携帶品にして日常入用に非ざるものは氏名番號を附し之を倉庫に藏め本所を退く時還附す可し

但し本人の情願に因り之を賣却して貯蓄金と爲すを得

第三十三條 就業人を傭人等に引請んと請ふ者あるときは引請書を出さしめ之を許す

引請人を得たる就業人未だ其衣服費を償はざるときは本人の貯蓄金若くは引請人より之を償はしむ

第三十四條 引請人を得ざる就業人の貯蓄金は本所を退くの日之を渡す可し

第三十五條 就業人にして相當の貯蓄金を得ざるを以て本所を退き自活せんと請ふ者あるときは所長親しく將來生業の方法等を尋究して之を許す

但し貯蓄金は所長の意見に因り一回又は數回に渡すよを得

第三十六條 就業人中未だ引請人を得ざるも既に相當の貯蓄金あるを以て本所外に借家し本所に通ひ作業せんと請ふ者あるときは本所其保証を爲して他に借家せしむるよとある可し

但し借家するを許すは貯蓄金の三分の二以内を以て借家に關する諸費を辨し得る時に限る

(〇四八)

第三十七條 引請人よりは一ケ年一回乃至二回其引請たる就業人の行狀生業の模様等を本所に申報せしむるを要す

但し第三十五條に因り退去したる者若くは引請人の手を離れて自活する者よりは各自に申報せしむるを要す

第三十八條 所長は就業人の入退作業の模様就業人退去後の狀況其他緊要の事項を年表に製す可し

第七章 作業附時限

第三十九條 本所の作業は内外の二種に分ち内業は農工にして外業は各種の備はれ仕事とす

第四十條 内業は務めて本所と製造者商人等と約し就業人の労働を貸與する所の請負法に依るを要す

第四十一條 外業は務めて内業より盛大ならしむるを要す

第四十二條 總て作業は就業人の年齢体格前業及び志望に因り之を授く可し

第四十三條 内業は就業人毎とに一日の科程を定む科程を終りたるときは時限

大日本監獄協會誌第七號

大日本監獄協會誌第七號

(一四八)

に拘はらず罷業するを得

第四十四條 授業手は一ケ月に兩回其受持就業人の勤惰表を製して所長に出す可し

第四十五條 就業人を儲はんと請ふ者あれば本所と其儲主と時限工錢を約し之を許す

第四十六條 就業人を儲ふ者は晝間限り若くは晝夜間之を儲ふよとを得

第四十七條 就業人中未だ其衣服費を償はざる者又は之を償ふに足るへき貯蓄金なき者は其れをして外業に就き若くは外出せざる旨を誓はしむへし

第四十八條 外業に就く者は本所を出る毎日に氏名月日徑返時限等を記載したる二葉の切符を受取り其一葉を門監に附し一葉を携帯すへし若し歸所の時限に後る者あれば其情狀に由り相當之を懲戒す

第四十九條 就業罷業喫飯等に關する時間は日の長短に因り之を伸縮す

第五十條 就業罷業等は總て柵を以て之を報す

第五十一條 左に記載したる日は休業す

(二四八)

但し外業に就く者は出業することを得

隔日曜日

一月一日

一月二日

元始祭

新年宴會

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

神武天皇祭

秋季皇靈祭

神嘗祭

天皇節

新嘗祭

十二月三十日

十二月三十一日

第五十二條 品行端正作業精勵なる就業人は休業日又は日暮罷業後に於て時間を定めて外出を許可す

(未完)

○出獄人保護事業問答

正員 吉木竹次郎 東京

方今獄事家社會に在りては出獄人保護事業に就き議論の噴々たるものあるを以て余も獄事研究の爲め一日佐野尙氏を訪ひ出獄人保護事業に就き質問する所ありしに氏は一々之に答辨せらる其際余その大要を筆記せしに數十葉を得たり甚た拙文なりと雖ども今之を本誌の餘白に掲載し會員

大日本監獄協會誌第七拾號

大日本監獄協會誌第七拾號

(三四八)

諸君の一覽に供せんとす一讀の榮を得は幸なり
 問 今般我政府の發布せられたる新監獄則を一讀するに従前の別房留置の項を削除せられたり右に付ては内務大臣より各府縣の知事へ出獄人保護會社設立の舉を勧誘せられたり聞く果して眞説あるや否

答 眞説ならん

問 今日各府縣に設立しある出獄人保護會社の狀態を聞くに往々逃走者ある由右は如何なる理由なるや

答 其はその組織の宜しきを得ざるものあるに依る事と思考す
 問 然らば貴君の考へには其組織を如何にせんとするや

答 余も此方法に就ては種々に考へを尽くし又歐洲各國の保護會社規則を調査せしに其の方法區々にして直ちに採て以て之を本邦に適用するに足るものあるを見ざるなり然りと雖とも之に就ては余も亦た聊か意見の有るあれば請ふるを左に陳へん

先づ出獄人を甲乙の二部に區別す先づ保護會社の役員中に監獄巡回委員なる

ものを設け毎月一回つゝ監獄を巡回せしめ各監獄中出獄の期に近き囚徒に就き親しく汝出獄の後我社へ引受け正業の資本を得るの方法を授けんとする等の事を話して能く本人に會得せしめ其の入社を希望する者は出獄の上直ちに本社に引受けて保護を與ふ其際典獄より本人在獄中の行狀録等を請ひ受け而して典獄よりその感化遷善せる旨を証明するものは甲部に入れ典獄に於て未だ十分の感化遷善を保証せざるものは乙部に入れしむ其の甲部は晝夜難居せしめ早く正業に就き得へき工業を授け速に社會の信用を得せしむるを目的とす又乙部は夜間分房晝間雜居として工業に就けしめ早く甲部に入るを目的とせしむ乙部の取締は甲部よりは嚴格にし教育と教誨とを一日二回はかりも施す事とせは逃走者は有らざるへしと思考す今日一二出獄人保護會社の規則を見るに感化遷善せると否との區別を爲さずして雜居と爲せるものの如し斯くの如くんは人心改良とはならずして却て惡事の傳習場たるか如き結果を生ずるに至らん以上余の陳ふる所の如き組織とせは其の多くの資金の要するは勿論なりと雖ども苟も出獄人保護會社を設立する以上は決して資金を吝まず十

分完全なるものを設け餘り儉約を爲すを欲せざるなり何となれば出獄人保護事業に於て儉約したる金は自然監獄費に費すに至るを以てなり其は出獄人保護會社組織の完全ならざるか爲め逃走したる者は復ひ監獄の厄介と爲り車輪の轉々端なきと同一の理なればなり然るに方今の有様を見るに世人多くは罪者の豫防費などを出すに冷淡なるものの如し是は俗に所謂一文惜みの百損なるものと思惟せり

問 歐洲にては出獄人保護會社の資金は如何なる方法を以て募集するや

答 歐洲は慈善家に富みたる國なれば義捐金と政府の補助金とを以て成立する仕組なり而して其の政府より補助する金額は一會社に付き僅々百圓或は二百圓位に止されり獨りベルギー國は諸罰金を以て之に充つるの方法なり是れ余の最も賛成する所なり

問 東京の如きは出獄人保護會社は一ヶ所にて足れるや

答 否な東京程の大都市にては一監獄に付き一會社も設けざるへからずと思考す

問 一監獄とは鍛冶橋本署、石川島分署、市ヶ谷分署及び集治監の如きを云ふなるや

答 然り然りと雖も必ず一監獄に付き一會社を設立せざるべからずと云ふに非ず先づ斯くの如き体裁にて澤山に設立するを可とすと云ふの意なり

問 然らば一會社に付き幾人位を保護するの目的なるや

答 余の意見は一會社に於て多人數を保護するを欲せず故に斯く澤山に保護會社を設けんとするは歐洲の監獄は其の在監人の最も多き者も六七百人に過ぎざるを可とすると聞く御承知の通り人間の能力は分量の有る者にして一人の腦力を以て澤山の人の取締を爲すは甚だ困難の事たり況んや保護事業の如きは最も困難なる者なれば成るべく人數を少なくし十分の感化力を施すを可と加す之諸種の保護場を設くるときは諸種の義捐金を募るにも亦た容易とす何となれば義捐金者の種類に依りて何某か寄附するを以て彼者と同一に寄附するを欲せずと云ふ者ありて寄附金募集上往々困難の實例あるに非ずや問 其の感化教誨法は儒教を用ひんとするや宗教を用ひんとするや將た耶蘇教

を用ひんとするや

答 貴君の御問ひある實に尤もと云ふへし是れ余が前に澤山の保護場を設け義捐金の募集を容易にせんと言へるの目的は即ち茲に在り例へば耶蘇教の人が寄附すれば佛敎家は寄附せずと云ふ様な宗教上の嫌ひありて到底會社の成立するを望むべからず故に各々其の宗門に於て設くるか如くに各種の義捐者各々相集りて設立するより尤も望む所なり

問 保護會社は東京市内に設けんとするや將た市外に設けんとするや

答 市外に設けんとするなり之を市内に設くるは監獄學者の甚だ忌む所なり

問 市外とは人家遠隔の所に設けんとするなるや

答 此の場所の撰み方は甚だ困難あるものにて成るべく人家に遠く而して停車場若くは街路に近くして運搬に便利なる所を良とす

問 職業は如何なる事を授けんとするや

答 余の考へにては保護會社を近方に荒蕪地ある所に設け以て其地の開墾に従事せしめ傍ら工業を授けんと欲す

(八四八)

日本監獄協會誌第七號

問 總ての被護者をして開墾と工業との兩者に従事せしめんとするや
答 否な斯くの如きは決して行はるゝものにあらず開墾の業は前に所謂乙部の

問 被護者在社の期限は如何せんとするや

答 期限を定めざるを可とす然れども被護者をして失望せしむるの憂もあれば
先づ三四年と定め置くも可なり

問 諸會社若くは一己人より僱入を請ふものあるときは之を許すや
答 其は大眼目の事たり諸會社若くは一己人より僱入を望む者あれば會社に於

て保証人と爲り被護者に關する一切の損耗を負擔し通常の奉公人口入所より
も尙は一層飽かなる保証人に立ち僱先視察人とも云ふべき役員を設け時々奉
公先きを巡回せしめ少々の過ちあるも直ちに引取る位に爲されれば社會の信
用を失ふて被護者の被備口を失ふの理なり故に會社は諸監獄の信用を得兼て
社會の信用を得るを以て大主意とす

問 保護會社は利益主義にして資本を増加せしめんとするや

答 余は資金を増加するの目的に非ず故に資金の有る限りは之を保護上に費す
を吝まざるの考へなり何とぞなれば保護會社をして利益主義ならしむるときは
常に人心改良の目的を達するを得ざるのみならず却て不良者を生ずるの憂あ
るを以てなり

問 出獄人保護會社の役員には如何なる人を採用せんとするや

答 此の事業は監獄事業と殆んど相等しき困難の事業なるが故に余の考にては
看守等の免非者を採用せんとす

問 其は如何なる理由なるや

答 余の考へは常人は囚人取扱上不熟なれば成るべく實地取扱に熟練せし者を
用ひんとその意なり

問 然らば其は總ての役員に看守等の免非者を用ひんとするなるや

答 否な庶務會計等の役員を除くの外なり而して會長には成るべく典獄若くは
名譽ある人を用ひんとす

問 前に質問すへきの所圖らず質問の他に涉りたれば今此に質問せん其之被護

日本監獄協會誌第七號

(九四八)

者にして逃亡する者あるときは如何なる方法を以て之を捕縛せんとするや
答 余か前に陳へたる所の豫防法を施さば先づ逃亡者を生ずるの憂なしと信す
と雖ども囚人の情たるや恰も飼養する所の狐狸と同一にして社會の空氣に呼
吸せん事を思ふの念慮は寸時も胸裏を離るゝふとなし故に保護場に來れば第
二の監獄に來りたるの思ひを爲し逃走する者あるやも計り難し故に當初典獄
より被護者を引受くるときに於て本人の前過録の如きものを製し置き若し逃
亡する者あるときは之を各警察署に廻し以て捕縛の手段と爲さんと欲するな
り

○全國人口及在監人に對する死亡者の比例表

正員 杉野喜祐 湯

在監人の死亡數は監獄内衛生上最大の關係を有し其監房の構造位置及び囚徒勞
働の適否并に衣食等に至るまで依之注意を加へざるへからず小生頃日大日本帝
國統計年鑒に據り十九年十二月末日全國人口と全年間死亡者及び在監人一日平

均人員と在監死亡者とを調査比例するに左表の如くにして其府縣に依り甚だし
き差ある而已ならず其良民と在監人との死亡者比例は實に驚くべく殆んど五倍
の差あり其原因の何れにあるかは容易に探究し得へからずと雖も苟くも當局者
たるもの輕々看過すべきふとに非ざるべし而して在監死亡者の最も多數なる
は消化器病にして傳染性病之に亞く其良民に於けるも亦同様なり依之觀之其消
化器病の多きは世上一般の通則なるか如し
此調査則ち全國人口は十二月末日現員にして在監人一日平均數は一ケ年間在監
延人員(囚人刑事被告人及懲罰者別房)を日數三百六十五日を以て除し得たる數なれば死亡
者に對する比例上蓋し多少其當を失したるの感なしとせず諸君請ふ其心して參
考に供せらるれば幸亦甚しと云ふ

比例表

府縣別	人口	死亡者	在監人延員	在監人一日平均數	在監死亡者
東京	一,〇七五,三〇三	四二,五五九	一,七七八,六六六	四,七〇八,〇七〇	五〇三
京都	八四四,一五〇	三三,五五五	九七九,二八	二,一八九,〇六	五五三

(五三)

熊本	一〇、三、一七四	一八、三、六六	一七、九、七	五八、九、三三	一、五〇、九〇	二五	二六、九、六
宮崎	三九〇、九八二	七、八、八七	二〇、二、七	一九九、四〇三	五、四、六、三二	三	二〇、九、七
鹿兒島	九四九、六五三	二〇、三、七六	二、四、六	三九〇、五、六九	一、〇、七、〇、〇、五	四	三三、七
沖繩	三、七、二、九一	六、〇〇三	一五、九、一	一〇〇、三、七三	二、七、〇、九、九	六	二四、七、六
北海	二、六、二、三六	一〇、九、二四	四、八、四	一、五、一、三、三七	四、一、五、〇、四、四	一三	四一、四
集東	〇	〇	〇	五、五、五、六、九	一、四、九、四、〇、九	元	二五、四、二
治宮	〇	〇	〇	五、五、〇、九、三	一、五、七、〇、三八	四九	三三、〇、二
監三	〇	〇	〇	三〇〇、七、九	八、三、〇、六、六	三	四三、七、〇
兵庫	〇	〇	〇	八、一、九、九	三、五、〇、一〇	三	五、〇、九
合計	三、五、〇、二、七	九、七、三、五〇	二四、〇、〇	二八、四、四、三、七	七、八、〇、〇、一〇	九、〇、七	二五、七、四

○大分縣監獄事務改正

大分縣各監獄共官民の便利を量り事務を敏活に處理し文書の繁を省かん爲め典獄事務室を受付所に移し總て到達の文書及在監人に係る接見食物々件の差入其他の諸圖書等典獄^{其在らるる監獄は上席書記官守長}直接に受理し即決處分を爲すまでに改正せり

○蝦夷舊法則(犯罪者審判及刑罰の部)

正員

佐野

尙東

犯罪者審判の事

蝦夷人犯罪者あれば、乙名之を私問し、總乙名へ告げ、其罪を審案判決す、犯者伏罪の後本人所持の寶器を、罪の輕重に應じ受取、之を被犯人へ渡す。

總乙名とは國內を總括し、諸事並乙名と協議判決す、此任たるや、素より文字なきか故、明辨博識の人を撰舉す、又平土人の内を撰み並乙名とす、是は大抵一郡一人に過ぎず。

ウカルの事

又夷人のうち惡事をなす者あれば、其所の夷人并親族のもの集りて、其者を拷問し罪を糺す事あり、是をウカルといふ、此語の解いまたさたかならずといへども、夷語に戰の事をウカルといふ事あり。

戰の事をまたイトミともいふなり、夷人の戰といへる事は、意味あどに深き事なり。

是は本邦の邊鄙の人のよどはに人を強く打倒す事をウチカスムルといふ事あり。戦はいづれ人を打倒すをもて事とする故此言葉を畧してウカルとはいふなるべし。

みのウカルを行ふ事。たゞに刑罰の事のみともきふあらず。時によりては、其者を戒め懐ましめんがために行ふ事も有りといふ。後にしるせる六種の法を見てしるへし。

是を行ふの法すべて六ツあり。其一つは前にいふよどく、悪行をなしたるものを打て其罪を赦すなり。二つには夷人の法に喧嘩争鬭の事あれば、負たる者の方よりあやまりの證として寶器を出すなり。是をつぐないど稱す。其償ひを出すへき時にあたりてウカルの法を行ひ拷問する事あれば、寶器を出すに及ずして其罪を免す事なり。三つには人の變死する事ある時其子たる者に行ふ事あり。是非業の死ゆゑ其家の凶事なりとて、其子を拷問して恐懼戒慎せしめ、子孫の繁榮を祈るふゝるなり。又其の子たる者親の非業の死をかなしむ憂苦甚しく、ほどんど生をも滅せん事をむそれ拷問して心氣を勵し起さんか爲に行ふ事もあるよしなり。四つには父母

の存在せる時の如くに、萬の事をつゝし、能く家を治めしめん事を思ひてなり。五つには流行の病等ある時、其病の來れる方に、草にて偶人を作り立置て、其處の夷人のうち、一人にウカルの法を行ひて、其病を祓ふ事あり。六つには日を連ねて烈風暴雨等ある時、天氣の晴和を祈て行ふ事あり。此流行の病を祓ふと、天氣の晴和をいふとの二つは、同じく拷問すといへとも。シユトに白木綿などを巻て、身の痛まざるやうに軽く打事なり。此ウカルの外に惡事をなしたるものあれば、其人を罰するの法三つあり。一つにはイトラスケ、二つにはサイモニ、三つにはツグノヒなり。イトラスケとはイトは鼻をいひ、ラスナは截を云ひて、鼻を截るといふ事なり。是非不義に女を犯したる者を刑するなり。凡夷人の境、風俗純朴なるによりて、盜賊等の事も少なく、まして人を殺害する事などは稀なるゆゑ、刑の用ひ方も多からず。爰にいふ鼻を截るかよときは、至極の重罪となす事なり。サイモニといへるは、此語の解いまた詳ならず。其用ひかたはたゞへは、罪を犯したる者ありて、鞠訊を尽すといへとも。あへて其罪に伏せざる時は、熱湯をまうけ、其人に手をいれさせて、其虚實を執すなり。古史にみえたる武内の宿彌の行ひし探湯の法などといはんか如し。此刑を行ふ事

多くは女子の上にある事なり。ツグノヒといへるは、どりもなをさす償ふの義にて、前にしめせるか如く罪を犯したる事あれば、其あやまりの証として、寶器を出さしめ其罪を償はすなり。此三種の刑罰其義いまた詳ならざる事ども、多きゆゑ先その大畧を爰に記するなり。

(未完)

本會記事

●官報に監獄の部なきよとに付議員川村矯一郎氏より注意の旨もありたるに由り去る八月十三日附を以て主幹宇川盛三郎氏より官報局長高橋健三氏へ宛て左の書面を提出せり

接するに監獄は警察及び裁判と相鼎立して國家の治安を維持するものに有之然るに御局御發行の官報中監獄に關する事項は總て警察の部に御混載相成居稍錯綜の慥無き能はず因て自今監獄の一新部門を被設監獄に關する事項と警察に屬する事項とは劃然分別あらん事不堪希望之至候右御參考迄得貴意候也

明治二十二年八月十三日

大日本監獄協會

主幹 宇川盛三郎

官報局長 高橋健三殿

●調査委員武田英一氏の手簡 過般京阪地方に漫遊せられたる同氏より宇川、佐野の両氏へ宛左の如き書簡を寄せられたり

前案陳者小生儀去る十八日を以て出發の積り申上置候處旅裝の都合も相整候に付一日繰上げ十七日發途名古屋に五泊、岐阜に二泊致し漸く去る二十三日を以て當地に到着候實に此度の旅行は到る處典獄其他諸氏之手厚き案内にて監獄を閲覧し實業家の談話を聴聞し監獄學上得る所の利益夥からず候得共其景況等は尺紙片讀に尽し難く候儘詳細の報告は歸京拜眉の節に譲り申候唯此に御報道上候は昨夕也阿彌權に於て遭遇せし一奇話に有之候實に昨夕同樓に於て小野典獄其他有志諸氏十八名の招待を受け食後三階樓上にて談笑致居候折年輪四十歳位にて品格も惡しからざる一名の洋人通辨を以て言葉掛け申候には突然の事に於て甚だ失禮なれども今夕は如何なる御會合なりや拙者日本に渡航し既に一月有餘に相成りたれども未だ日本紳士の斯く人にして佛語も自在なること相分り候に付乃ち小生と直接談話することと相成申候其談話に據れば同人は元伯林の紳商なりしか十數年前埃及に轉住し此處世界周遊の序を以て日本に來航せし者の由種々世間嘲の末司獄官より獨逸監獄の模様を問ひ呉れと依頼せられ候に付一二通譯の勢を執り申候其答に獨逸の監獄は長きに過ぐるものなり其外形は巍然として高く聳へ恰も一箇の城の如く其内部は囚人の待遇極めて寛にして暖房に臥し美食を食ひ其生活遠く良民の上に出づ嗚呼彼の盜賊、人の財を奪ひ人の身を傷く良民の之か害を受くる者幾何なるを知らざる獨逸の監獄に於ては彼の博愛論者の説を學んで此惡人を厚遇せる此の如し吾其可なるを知らざるなり罪人は即ち惡人なり撲つし撲つし唯々當さに之を懲らすへきなり何の戀愛か之れ有らん云々と此説の如き素より一場の談話に過ぎを候故強て彼れ此れ申候程之價值は無之候得共獨逸人民の監獄に對する感想の一斑は此説に由て窺ひ知らるべく候乍併一商人にして能く博愛

論者等學術上の話を解し且誤謬なからも相應の見識を懷くは亦敬服の外無之候先は右申上度ま
ゝ如斯に御坐候願首

二十二年八月二十九日

在西京 武 田 英 一

●八王子監獄 本會主幹宇川盛三郎氏は去る二十二日八王子有志者の聘に應じ同地に赴きたる序
てを以て八王子監獄を訪ひ本會議員同監獄典獄心得神奈川縣看守長木村義利氏及び看守副長小田
木正道氏の懇篤なる案内にて同監獄を一覽したるまゝ四人の待遇、刑事被告人の取扱等行届き
たる様に見受けたりと云ふ、又同地に於ては木村氏と土地の有志者との盡力にて遷善會と云ふを
設ふく同會は囚人を借用し之れに仕事を與ふるの仕組なれば囚人の情けさる以上は仕事に不足を
來たさす從つて貯金を爲し得るの仕組なりと又同夜部長其他數十名の發起にて宇川氏の爲めに懇
親會を開き木村氏も臨席したるを以て同氏は獄事に關する一場の演説を爲したりといふ

●寄 贈

明治二十一年朽木縣監獄統計表

明治二十一年山梨縣監獄統計表

●入退會者姓名 自八月十五日 至九月十五日

入會者之部

- 愛知縣(名古屋)原田成人、●宮城縣(大河原)宇角理宜之助、(仙台)太田守人、大齊彌十郎、
- 福島縣(平)竹村達夫、服部金吾、(若松)馬場頼尾、芳賀儀七、和田求二、原勇、生田又子郎、

一冊 朽木縣監獄課
一冊 山梨縣監獄課

- 服部善之進、小林万吉、●北海道廳(空知)米本義太郎、●大坂府(堺)長谷川殿、●福岡
- 縣(島貝村)十市信之丞、●青森縣(青森)齋藤一格、●鹿児島縣(種子島)川北陽孝、徳田昌
- 彦、●山口縣(大字)村上敏、●新潟縣(新潟)岡部光成、●東京府(五丁目)島居邦太郎、
- 長野縣(飯田)芝辻丑之助、(長野)山岸初三郎、●朽木縣(足尾)村上源五郎、●埼玉縣(浦和)
- 辻一路、伊藤昌平、山崎野武藏、●千葉縣(北條)青嶋勝、嶋村峯雪、●兵庫縣(兵庫)國行享
- 助、一色巽、中村信行、松本常松、増井皆藏、芝野政吉、吉原利清、佐藤磯市、今井力松、山室
- 路次郎、伊藤杉松、天川真雄、小田定隆、吉成三根八、三木松之助、森本勘造、志賀愛之助、北
- 岡由吉、森半次郎、河本勇藏、石川專二、梅田與三松、岡田彌八郎、兒嶋鍊次郎、米山四郎、前
- 田清輝、横山和三郎、笑田勝治、葛西大二、吉松利實、井頭良吉、堀本保古、山口富三郎、石川
- 清三郎、●廣島縣(尾道)栗田カツ、

退會者の部

- 東京府(石川島)佐藤春藏、上野義勇、吉村外喜松、匂坂選、(市ヶ谷)堀順信、●北海道廳(函
- 館)日戸長吉、今泉梅太郎、平山龍吉、(空知)阿部林之進、(樺戸)古川龍起、●埼玉縣(北河原)
- 井桁伊之助、●群馬縣(前橋)伊藤宗治、金子常三郎、中村義壽、(太田)沼尾熊吉、小野淺右衛

本會記事

入退會者姓名

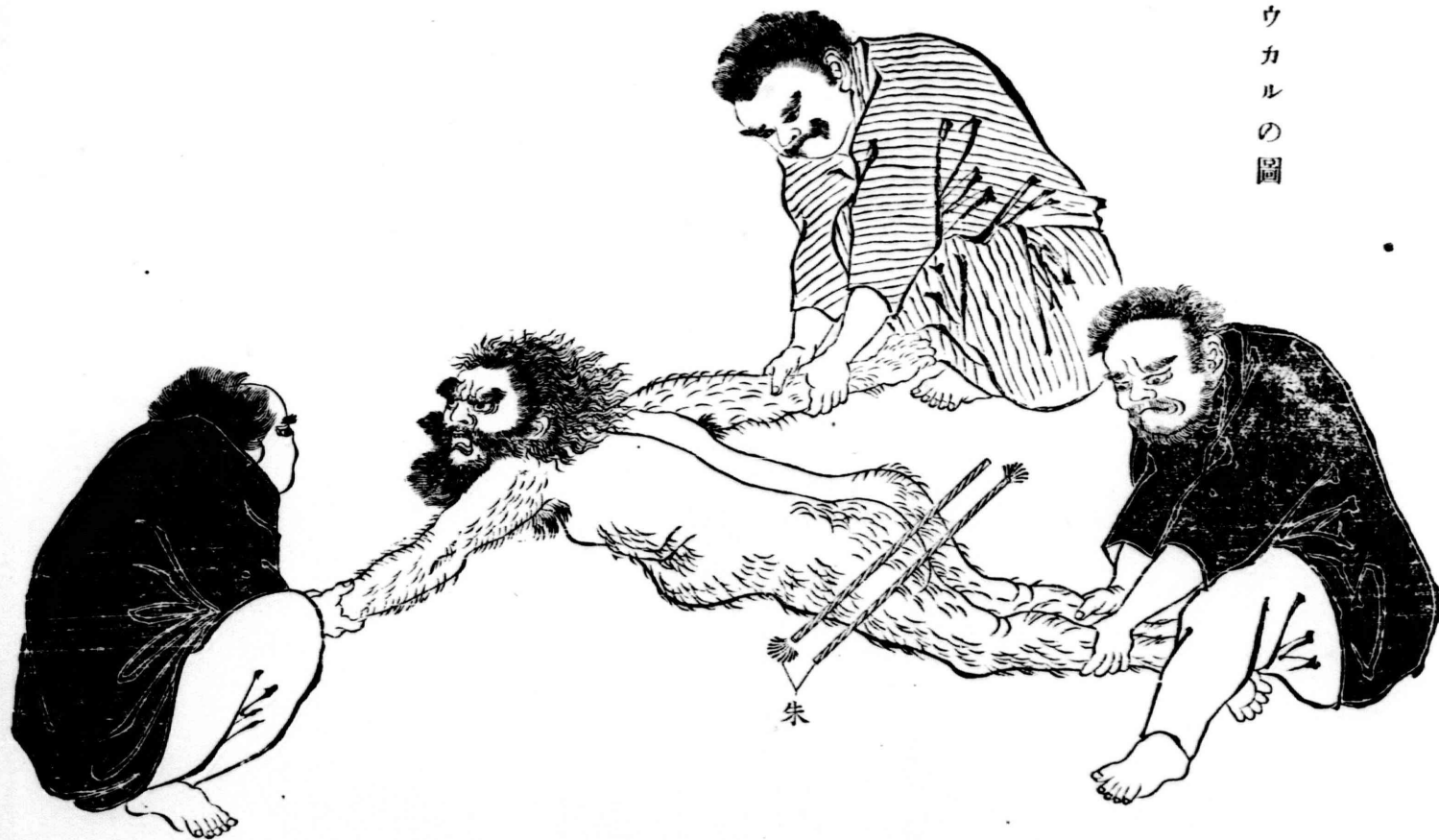
(六四)

門、齋藤頼太郎、(高崎) 竹内一太郎、岡野勝直、柳田由松、遠藤則正、●静岡縣(静岡) 間宮魁、
 (濱松) 薄根次郎、山村三代治、眞淵金喜、●滋賀縣(膳所) 須山喜之助、●長野縣(長野) 速沼
 柳吉、●福岡縣(平監) 西山義則、赤見昌思、坂本吉太郎、●山形縣(山形) 武田金太郎、名木
 橋總之助、牧野佐吉、古市岩人、●富山縣(富山) 狩野常弘、忠本鍋三郎、中村勇次郎、●山
 口縣(山口) 岡謙亮、山野守衛、●愛媛縣(宇和島) 松井源吉、(大洲) 千葉專城、●福岡縣(福岡)
 監獄
 山脇千代田、青木謙、●大分縣(大分) 中山勇三郎、末光作太郎、●長崎縣(高原) 東垣俊、●
 三池集治監 小田原保藏、片野親和、川口新太郎、川嶋龜吉、海山德實、笠村工藏、栗生茂七郎、
 町野安馬、古川左右治、小島襄郎、江里口常二郎、●枋木縣(枋木) 東原明、(宇都宮) 早瀬富三
 郎、●兵庫縣(兵庫) 飯本視範、濱田猪之助、岡本吉夫、長尾佐源治、信中治一、●岩手縣
 (盛岡) 杉村達夫、●宮城集治監 古賀俊雄、

ウカルの圖



ウカルの図



内大臣從一位勳一等公爵大日本監獄協會名譽會員三條實美題字
 司法大臣從二位勳一等伯爵山田顯義題字
 内務大臣從二位勳一等伯爵松方正義題字
 内務次官從三位勳二等芳川顯正序
 元老院議員從四位文學博士大日本監獄協會特別會員中村正直藏
 長野縣書記官正六位勳五等大日本監獄協會特別會員小野田元照著

大日本監獄協會藏版

●泰西監獄問答錄

印刷實費並送送料共金六拾錢
 一部八百ペーヲ獨佛白監獄圖入り
 正員ニ限リ印刷料三月支拂を承諾す

右は本會特別會員小野田元照氏が先年故川路大審視に隨ひ歐洲に於て監獄調査に従事したるときの問答錄なり今般同氏公務の餘暇更に修正を加へ且つ氏の意見をも附し警視廳の許を得て本會に寄贈せられたるを以て今之を刷行し會員諸君の便を計り實費三ヶ月拂を以て御送附申をへく義に相決し候に付き御所望の向きい速に御申越し相成り度此段廣告を

泰西監獄問答錄目次

- 第一章規程○第一項總制○附佛國監獄組織法○未決監○罪未決監○已決囚留置監○各囚懲治監
- 中央監○重罪懲罰監○農業監○城寨禁獄○少年懲治監○留置監○囚人護送○獄制○食物規則○
- 工役○會計○獄吏○佛國監獄沿革の大畧○第二項獄則○第三項監獄則の大体○附佛國巴里囚徒規
- 則○分房規則○分房及合房に通用せる規則○白耳義國監獄則大要○監舍の性質○獄吏編制○獄吏
- 職制○規律取締○道義宗門の制○經濟及職務の制○病室○出產死亡條例○轉監出監條例○受刑作



東京監獄協會藏版

事條例○囚人規則の大意○獨國伯林監獄規則○第一編總則○監獄の區別○管理及事務○監督委員職務○獄司の職務及職權○看守職務○一等看守長職務○二等看守長職務○三等看守長職務○器械取掛○看守長補佐○上等看守職務○調度掛職務○看病人長職務○工業掛長職務○炊事掛長職務○瓦斯點燈掛長職務○門監及看守職務○第二編囚徒の守るべき規則○第三編囚徒取扱規則○囚徒受取○監房の區別○日科○停役時間○書信及面會○囚徒恩撫○讀書○在監者取扱○食事○獄衣○房具○身体○病囚及死生○獄内罰則○刑法違犯○說教○第四編役法○工役○工業の種類○日科○工錢給與○司法省に屬する獄舎の布達○第四項毎房に掲示する規則○獨國伯林監獄揭示○既決監揭示○未決監揭示

●第二章監獄主義○第一項監獄主義論○監獄の目的と主義との別○誘導主義誤謬の原因○懲戒主義の本則○懲戒主義實行上勞役の性質及誘導方法を交るに付ての注意

●第三章監獄の區別○第一項刑名に依り監獄の區別○佛國地方獄○佛國中央獄○佛國スーヘルカレトニー島の流刑場○ヘルム島の城寨○佛少年獄○佛國巴里府の九監獄○白耳義國ヘルバン及ガソンの二中央獄○同國現設の地方獄○普國現設の監獄數并區域○第二項一監獄四員の度程○第三項首府監獄に入監すべき囚徒○第四項兵獄

●第四章管理○第一項監獄總括○第二項地方監獄の管理○第三項殖民地の監獄及兵獄の管轄○第四項監獄監察法○第五項監獄會議

●第五章分房合房監の得失○第一項分房制附普國分房規則○第二項分房晝夜の區別○第三項合房制に依り監獄○第四項分房合房の得失○第五項一房一囚に要する坪數○第六項分房制の囚徒○期減縮附白耳義國分房囚刑期減縮例

●第六章司獄官吏○第一項獄吏職務○白耳義國獄吏及職務心得○中央監○軍事常事輕罪監○未決監

○女監○少年監○獄吏一般の心得○獄吏休暇○獄吏罰則○獄司職務心得○獄吏集會○副獄司職務心得○書記職務心得○第二項獄司任免○白耳義國獄吏撰任規則の大意○第三項獄司保証金○白耳義國監獄會計官職務○第四項公証人書記○第五項獄吏等級及俸給○獄吏等級及年俸表○第六項獄吏在職年限及昇級増俸○第七項獄吏解職報勞金○佛國警察署廳官吏恩賜金規則○資金○恩賜金○恩賜金計算○第八項獄吏賞譽○第九項看守長及看守○第十項看守長及看守職○白耳義國看守長職務心得○第十一等看守職務心得○第十二等看守職務心得○同門監職務心得○同難務看守○同看守一般の心得○第十一項看守定員○第十二項看守配置法

●第七章入監手續及名籍人相寫真○第一項入監狀○第二項入監の時行ふ手續○第三項入監の時衣服洗濯○第四項名籍人相并寫真○獨國伯林監獄名籍及入監中一囚に係る一切の書式

●第八章囚員○第一項全國の囚員及刑名の區別○第二項罪科○第三項人口と囚徒の比例及總囚と再犯囚との比例

●第九章役法及給與錢附毀損償却○第一項工役の主意○第二項工役の種類○第三項官司工役受負工役の利害得失○第四項工役受負人の義務○第五項在監者に工役を授くるの法○第六項服役時間及休日附休息運動時間○第七項工役の爲り痼疾若くは死亡手當○第八項製品上欄居雜居の得失○第九項監獄の工業と民間の工業との關係○第十項給與錢○第十一項給與錢の内日用錢と貯錢との區別○第十二項囚徒賃錢兼定法附尋常職工との比較○第十三項工藝見習中の囚徒給與錢○第十四項初犯再犯及輕重罪に依り工錢の區別○第十五項臨時賃將に依り給與錢の増減○第十六項罰金及官物毀損償却

●第十章監獄費及衣食○第一項監獄費國庫地方支辨の區別○第二項監獄物主の權○第三項監獄一歲の費用及在監者一人に付一日の費用并囚徒護送費○第四項利益金○第五項官司受負の兩工役を比

- 較し監獄費用の多寡○第六項獄衣○第七項食糧○第八項佛國監獄經濟論
- 第十一章教法教育○第一項教法上の景況○第二項說教師○第三項說教師と在監人との關係○第四項禮拜堂○第五項教育の目的○第六項學校○第七項教師○第八項在監中教育上の比較附白耳義國政年表及高國監獄教育表
- 第十二章在監者書見○第一項書籍室○第二項政府の布告布達類○第三項書籍室設置外の書籍及新聞雜誌類
- 第十三章書信接見及差入物○第一項外人の書信○第二項書信の檢閲第三項在監者より上官に呈する書信第四項書信使○第五項面會の手續○第六項面會の度數及制限○第七項特別面會○第八項死刑囚の面會○第九項差入物○第十項書信面會より生ずる道義上の効驗
- 第十四章○賞罰○第一項恩典○第二項賞譽○第三項密告賞譽○第四項定食外加給○第五項罰則○第六項罰則宣告○第七項刑期限內犯罪者の所罰
- 第十五章書戒○第一項逃亡準備○白耳義國監獄内外取締方法○第二項外廊守衛○第三項逃亡者探偵○第四項逃亡處分○第五項逃亡者の數○第六項看守懈怠に因り逃亡○第七項天變非常の際在監人解放○白耳義國ルーパーン監獄火事規則
- 第十六章衛及病者附死囚○第一項衛生○白耳義國衛生法 ○在監者攝生の事○監内衛生の事○空氣流通及溫室の事○點燈の事○配水の事○便器及疎水の事○數歩の事○浴湯の事○房內備品の事○第二項病監及醫師○白耳義國醫員職務○醫員職務の事○看護人職務の事○病室事務の事○監外護送の事○第三項病囚○第四項病囚の責付○第五項病症及病囚と總囚との比例○第六項瘋癲癱疾○第七項發狂囚の比例及未決者の發狂○第八項死亡及死囚の比例并死亡證書
- 第十七章刑期計算及償役○第一項糾問中在監の日數○第二項治療中の日數○第三項日、月、年の釋

義及刑名宣告の日并放免の日○第四項償役

●第十八章假出獄及監視○普國假出獄施行法○普國假出獄の解釋○第一項監視法

●第十九章出獄○第一項放免○第二項放免者旅費○第三項放免者貯金○第四項放免の日○第五項放免者再犯の比例

●第二十章死刑○第一項死刑の存廢○第二項英國死刑存廢論○歐洲中死刑を保持する國○歐洲中死刑を廢止したる國○死刑に代ふるの刑罰○無罪者を刑に就かしむる恐を説く○殺人罪を犯す者は瘋癲者に多き事○第三項各國の死刑附特別裁判

附 錄 目 次

●第一章未決監及未決者取扱○第一項未決監○第二項未決者と外人との通信の監察及未決者禁密法○第三項未決者護送の方法

●第二章女監及女囚取扱○第一項女監○第二項女監に於る獄司の權限及監視法○第三項女監の内制及懲役刑の女囚○第四項娼妓囚○第五項娼妓囚女囚の總數及女囚と男囚との比例附其罪實○第六項妊娠婦囚及出產携帶の小兒取扱

●第三章少年監及少年囚○第一項少年監の組織及規律○第二項少年囚の教育附教師及說教師○第三項少年囚工役の方法及工錢○第四項免刑少年囚○第五項私立少年監○第六項懲治監出項の手續○第七項出項入監者の費用○第八項少年放免者保護會社

●第四章國事犯囚附新聞記者犯罪○第一項國事犯罪刑名の種類及所遇○第二項禁獄及重禁獄○第三項流刑及禁內流刑○第四項流刑囚の工役及其基金○第五項流刑囚に對する土地讓與の制度○第六項流刑囚家族呼寄○第七項流刑囚の婚姻及刑期滿限歸國の旅費○第八項單流刑囚と禁內流刑囚との區別及流處未定の流刑囚

●第五章懲役及徒刑囚○第一項徒刑場及懲役遷島囚○第一項役法及衣食○第三項交及通信附警戒○第四項國事犯流刑囚と常事犯遷島囚との別異附衛生及説教

●第六章債權拘留

●第七項放免者保護會社○第一項一般の組織○第二項事務章程目的資本及成果○第三項佛國諸縣に保護會社を立るの要を論ず

●第八章雜事○第一項○露國監獄の記事○未決監及未決者取扱○未決監の職員○已決監及已決囚取扱○已決監の職員○監獄局○監獄の種類及重輕罪の區別○囚員及經費○第二項和蘭陀國獄舎見聞畧記○第三項米國政府の諮問に對する白耳國獄舎改正委員答書

●第九章監獄構造法并圖

●第十章佛白普刑名一覽表及行政區畫并裁判區畫○第一項刑名一覽表○第二項行政區畫及裁判區畫○佛國之部○白耳義國之部○和蘭陀國之部○普國之部

以上

伯爵伊藤博文公題字
法學士山田喜之助先生跋
大審院檢事小原重哉先生撰

大日本言海沿革史

全一冊 定價金廿五錢

我邦古今來歴史ノ書ハ多シト雖モ其專ラ獄制上ノミニ就テ沿革ノ終始ヲ網羅記述シタル者ハ未ダコレアラサルナリ是ノ故ニ世間ノ獄制學ヲ講スル人ト雖モ其往古ハ姑ク置キ夫ノ徳川幕府以來ノ沿革モ盡ク之ヲ知ル者ハ或ハ解少ナラン能ク西洋諸國ノ制度ヲ説クモ本邦ノ事跡ニ至テハ反テ詳悉ナラス動モスレハ所論其宜ヲ失シ山田先生跋文ニモイヘルトク燈臺基暗ノ憾ナキヲ保タス小原先生深ク鉅ニ見ルアリ廣シ群書舊記ヲ涉獵シテ清寧天皇即位ノ四年ヨリ今上天皇明治十四年ニ至ルマテ上古中古近世史ノ三篇トナシ其間荷モ獄制ノ沿革ニ關スル者ハ細大トナシ記述シテ漏サズ世人ヲレテ温故知新ノ材料ニ供セシメント欲スルノ主意ヲ以テ編撰シタル者ナレハ政治學ニ熱心ナル諸君ハ必ス坐右ニ一部ヲ欠クベカラサルノ良書ナリ乞フ速ニ購讀アリテ其言ノ虛ナラサルヲ知リタマヘ

發兌 東京本町三丁目 金港堂

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒シモ

ノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ナ

爲スナリトス

第二條

總裁 一人

推職員中ヨリ推薦ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 一人

會員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

正員中ヨリ推舉ス

調查局長 一人

正員中ヨリ推舉ス

主幹 二人

正員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人

調查委員 二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長

之ヲ囑托スルモノトス

議員

典獄長ハ副典獄長ハ典獄代理

公推議員 十人

在京正員中ヨリ推舉ス

特別調査委員

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長

之ヲ囑托ス

第三條

總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ提理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ

ハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ビ印刷

二 海外通信

三 諸起案

四 調査書類ノ記録

五 統計ニ關スル事

六 特別調査委員ニ關スル事

七 集會ニ關スル事

八 衛生ニ關スル事

庶務委員及ビ調査委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノ

トス

一人 庶務及ビ會計主任

一人 記録主任

一人 編輯主任

一人 海外通信主任

議員

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スル

モノトス

第四條 庶務局長、調査局長、庶務委員及

ビ調査委員ニハ報酬ヲ附與スル事アル

ヘシ

第五條 入會申込マレ節ハ必ラス郵

便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規

則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スルモ

ノトス

第六條 會費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナ

シ

第七條 本會ニ送付スル爲替金ハ某氏宛

某郵便局ニ振込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改正